

## 医師の「働き方改革」へのご協力のお願い

2024年4月1日から医師に対する時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

現在の医療体制は、医師による長時間労働によって支えられている現状があり、全国的に大きな問題となっています。当医療センターにおきましても、医師の健康が確保されない状態の診察は、結果的に患者さんにとって不利益をもたらす可能性もあることから、医師の働き方改革に取り組んでいます。

### 当医療センターの取り組み

1. 病状や治療方針などの説明（インフォームド・コンセント）は、原則として、平日の診療時間内（9:00～17:00）に行います。
2. 土日・祝日・夜間は、当直・当番医が主治医（主担当医）に変わって対応します。主治医（主担当医）と連携しながら適切な診療を行いますので、ご安心ください。
3. 救急診療は、緊急性が高い 又は 症状が重い患者さんのために行います。可能な限り平日の診療時間内に受診してください。また、風邪などの日常的な疾患は、かかりつけ医（近隣の医療機関）を受診するようお願いいたします。
4. 症状の安定した患者さんは、かかりつけ医をご紹介いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
5. 医師が行っている業務のうち、医師以外の職種が実施可能な業務について、他職種（看護師、薬剤師、メディカルスタッフ等）への業務分担を推し進めています。

医師の働き方改革を進めることは、医師・患者さんの双方にとって重要なことです。医師の勤務環境を整え、今後も中核病院として地域医療に貢献し続けることができるよう、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年9月 病院長